



プロパティーガード

企業財産保険

AIG損保



事業者の皆様の財産について
さまざまリスクに対する
補償をご提供します。

企業財産保険

2024.7版

2024年10月1日以降保険始期契約用

事業者が所有する財産を取り巻くリスクは多様化しています。この保険は、事業者の財産が被る直接損害に加え、利益損失や営業継続に要する費用などの間接損害も補償します。



基本となる補償

財産損害補償



営業継続費用補償



利益損失補償



オプション特約

- 水災危険補償特約
- 地震・噴火危険補償特約
- 預かり品損害補償特約
- 借家人賠償責任補償特約
- 修理費用補償特約
- 現金・小切手等補償特約

など

CONTENTS

はじめに	01
プロパティーガードの全体像	03
財産損害補償	05
オプション特約	07
利益損失補償	13

営業継続費用補償	17
ご契約にあたって	18
保険金をお支払いできない主な場合	23
主な用語のご説明	26

5つの特長

1

多発する自然災害への対策

近年多発している台風、局地的豪雨、都市型水害、地震災害などの自然災害に対する補償が充実しています。

2

事業継続をサポートする特約が充実

地震災害など自然災害で被災した場合の利益損失補償や早期の災害復旧に役立つ特約が充実しています。

3

ご要望に応じた設計が可能

財産損害補償では、物件ごとに補償内容を変更できるなどご要望にきめ細かくお応えすることができます。

4

一元管理で効率化

複数の物件を一元管理することで、満期日や契約内容をわかりやすく管理することができます。

5

防災管理状況などに応じた保険料

建物・機械・設備の防災管理状況などについて弊社がリスク診断を実施することにより、リスク実態に応じて割引を適用できる場合があります。(注)

(注)1敷地内の保険金額(ご契約金額)が1億円以上であることなど、弊社所定の条件を満たす場合に限ります。

●この保険は、一般物件および工場物件を対象としています。

プロパティーガードの全体像

「財産損害補償」、「利益損失補償」、「営業継続費用補償」のうち、1つ以上を選択します。ニーズに合わせて、必要な補償を選択することが可能です。

事故の種類	財産損害補償			利益損失補償		営業継続費用補償	
	建物	設備・什器(じゅうき)等、屋外設備・装置	商品・製品等	休業損失日額補償特約	利益損失補償特約	営業継続費用補償特約	
火災、落雷、破裂・爆発	●	●	●	●	●	●	●
風災・雹災(ひょうさい)・雪災	✓	✓	✓	●	✓	✓	✓
物体の落下・飛来・衝突・漏水・放水・溢水(いっすい)、騒擾(そうじょう)・集団行動・労働争議など	✓	✓	✓	●	✓	✓	✓
盗難	商品・製品等以外 5ページ④	●	●	●	●	✓	✓
	商品・製品等 8ページ	●	●	●	✓	✓	✓
その他不測かつ突発的な事故	商品・製品等以外 5ページ⑤	✓	✓	●	✓	✓	✓
	商品・製品等 8ページ	✓	✓	●	✓	✓	✓
水災	●	●	●	✓	✓	✓	✓
地震・噴火・津波	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
電気的・機械的事故 (ビル付帯設備/工場内受配電設備)	●	●	—	●	✓	✓	✓
	9ページ	●	●	●	✓	✓	✓
			財産損害補償では、上記のほか、災害復旧時に役立つ「安定化処置費用補償特約」が自動でセットされます。また、他にもオプション特約をご用意しています。 詳しくは7ページ以降をご覧ください。	利益損失補償では、上記のほか、不測かつ突発的な原因により電気、ガス、水道などの供給・中継が中断された場合も補償の対象となります。	営業継続費用補償では、上記のほか、不測かつ突発的な原因により電気、ガス、水道などの供給・中継が中断された場合も補償の対象となります。		

基本となる補償

財産損害補償(財物損害補償特約)



お支払いの対象となる事故

① 火災、落雷、破裂・爆発	
② 風災・雹災(ひょうさい)・雪災 (注1) 損傷の額が1敷地内で20万円以上になった場合にお支払いします。	
③ 物体の落下・飛来・衝突(注2)、漏水・放水・溢水(いっすい)(注3)、騒擾(そうじょう)・集団行動・労働争議など	
④ 盗難 商品・製品等を除きます。(注4)	
⑤ ①～④以外の不測かつ突発的な事故 商品・製品等を除きます。(注4) 自己負担額5万円以上を設定してください。	
オプション ⑥ 水災【台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等】	 アページ
オプション ⑦ 地震または噴火による火災、損壊、津波など	 アページ
オプション ⑧ 電気的・機械的事故【ビル付帯設備または工場内受配電設備に生じた事故】 設備・什器(じゅうき)等および商品・製品等を除きます。	 9ページ

●②～⑤の補償については、選択して外すことができます。(一部制限があります。)
(注1)②の補償において1敷地内20万円未満の損害を補償対象としたい場合には風雹雪災支払方法変更特約(財物損害補償特約用)をセットしてください。
(注2)保険の対象が屋外設備・装置または屋外設備・装置内収容の動産の場合、航空機の墜落もしくは接触、飛行中の航空機からの物体の落下または車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触に限ります。
(注3)給排水設備自体に生じた損害は除きます。
(注4)商品・製品等について、④⑤の事故を補償対象としたい場合には、商品・製品等盗難危険補償特約(財物損害補償特約用)と商品・製品等その他不測かつ突発的な事故補償特約(財物損害補償特約用)の2特約を併せてセットしてください。
⑤の補償において、移動体通信端末機器もしくは携帯式電子機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ポータブルカーナビゲーション、電子式航法装置、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子ブックリーダー、電子手帳、電子辞書等をいいます。)またはこれらの付属品について生じた損害は、保険金をお支払いすることができません。

**△ 保険金をお支払いできない主な場合は23ページ以降に記載しています。
必ずご確認ください。**

お支払いする保険金

お支払いする場合	お支払いする保険金の額
損害保険金 左記①～⑤の事故によって保険の対象に生じた損害に対してお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険金額が保険価額(時価額)以上の場合 損害の額(保険価額を限度とします。) - 自己負担額 ●保険金額が保険価額(時価額)を下回る場合 損害の額 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額(時価額)}}$ - 自己負担額 <p>※左記④の事故について、1個(1組)の価額が30万円を超える貴金属、宝石類、書画、骨董(こつとう)、美術品等を明記してご契約した場合、それらのものに対する損害保険金は、1回の事故につき、1個(1組)ごとに100万円を限度とします。</p>
残存物取片づけ費用保険金 左記①～⑤の事故によって損害保険金が支払われる場合、損害を受けた保険の対象の取りこわし費用などをお支払いします。	残存物の取片づけに必要な実費 損害保険金の10%を限度とします。
地震火災費用保険金 地震、噴火、またはこれらによる津波を原因とする火災によって保険の対象の建物、屋外設備・装置または収容動産が一定以上の損害を受けた場合にお支払いします。	保険金額(注)の5%相当額 1回の事故につき、1敷地内ごとに次の金額を限度とします。 一般物件の場合： 300万円 工場物件の場合： 2,000万円 (注)保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。
修理付帯費用保険金 左記①～⑤の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、復旧にあたって発生した次のような費用のうち、弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用をお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> ●損害の原因調査費用 ●仮修理費用 など 	復旧にあたり必要かつ有益な実費 1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額(注)の30%相当額または5,000万円のいずれか低い額を限度とします。 (注)保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。
損害防止費用保険金 左記①の事故による損害の発生または拡大の防止のために次の必要または有益な費用を支出した場合にお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> ●消火薬剤などの再取得費用 ●消防活動に緊急に投入された人員・器材の費用 など 	損害の発生・拡大防止に必要または有益な実費 保険金額(注)から損害保険金を差し引いた残額を限度とします。その際、保険金額が保険価額より低い場合は、次のとおりとします。 <p>損害防止費用の額 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額(時価額)}}$</p> <p>(注)保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。</p>

セット可能な費用保険金

事故時諸費用保険金 左記①～③の事故によって損害保険金が支払われる場合、保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用をお支払いします。	事故時諸費用保償特約(10%型) 損害保険金の10% 1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。
	事故時諸費用保償特約(30%型) 損害保険金の30% 1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。

●事故時諸費用保険特約をセットする場合、10%型と30%型を同時にセットすることはできません。

オプション特約

財産損害補償(財物損害補償特約)



自然災害に対する補償

風雹雪災支払方法変更特約(財物損害補償特約用)

風災・雹災(ひょうさい)・雪災による事故で、損害の額が1敷地内20万円未満の場合も補償します。

水災危険補償特約A(財物損害補償特約用) ※ご契約の引受けに際しては、弊社所定の条件があります。

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって保険の対象について生じた損害を補償します。

お支払いする保険金

- 損害保険金
- 事故時諸費用保険金^(注)
- 残存物取片づけ費用保険金

(注)事故時諸費用保険特約のセットが必要です。6ページの「セット可能な費用保険金」をご確認ください。

保険の対象	お支払いする保険金の額
建物	損害保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額
設備・什器(じゅうき)等	ただし、保険金額が保険価額を下回る場合は次のとおりです。 損害保険金の額 = 損害の額 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$ - 自己負担額
商品・製品等	
屋外設備・装置	

地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)

事業用の財産を対象とし、地震または噴火による火災、破裂・爆発、損壊^(注)、埋没^(注)、津波、洪水などによって保険の対象について生じた損害を補償します。

(注)噴火による火山灰の付着、混入、堆積等またはそれらの疑いがある場合を除きます。

※地震の規模を示すマグニチュードや震度にかかわらず補償します。

※ご契約の引受けに際しては、弊社所定の条件があります。

※居住部分のある建物は、この特約をセットできませんので、地震保険へのご加入をおすすめします。

お支払いする保険金(損害保険金)

ご契約方式	お支払いする保険金の額
(1)縮小支払方式 契約締結時に縮小支払割合を約定し、罹災(りさい)時には損害の額から保険証券記載の自己負担額を差し引いた額にこの縮小支払割合を乗じた額をお支払いする方式です。	損害保険金の額 = (損害の額 - 自己負担額) × 縮小支払割合
(2)支払限度額方式 契約締結時に支払限度額を設定し、罹災(りさい)時にはこの支払限度額を上限に実際の損害の額から保険証券記載の自己負担額を差し引いた額をお支払いする方式です。	損害保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額 ただし、支払限度額を限度とします。

災害復旧に対する補償

安定化処置費用補償特約

※財物損害補償特約がセットされた契約に自動でセットされます。

財物損害補償特約の対象となる事故により保険の対象となっている建物や機械・設備など^(注1)が損害を受けた際に、さびまたは腐食などによる損害の発生・拡大を防止するために必要とした安定化処置費用^(注2)を補償します。

なお、ビル付帯設備電気的・機械的事故補償特約(財物損害補償特約用)、工場内受配電設備電気的・機械的事故補償特約(財物損害補償特約用)、水災危険補償特約A(財物損害補償特約用)または地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)がセットされている場合は、それぞれの対象事故によつて生じた費用も補償します。

(注1)商品・製品等は保険の対象に含まれません。

(注2)弊社が指定する者が、弊社の承認の下に行う処置による費用に限ります。

お支払いする保険金

- 安定化処置費用保険金 = 安定化処置費用の額
1回の事故につき5,000円を限度とします。

■安定化処置の例

- 腐食防止作業
- 乾燥
- 粉末消火器によって汚染された機械内の洗浄 など

安定化処置は、弊社が指定するリカバリープロ株式会社が行います。

同社が行う安定化処置により、従来、罹災(りさい)した際には新品と交換するしかないと思われていた機械などについても、機能上、罹災(りさい)前と同様の状態に修復することができ、新品との交換に時間を費やすことなくお客さまの事業が早期に復旧できることがあります。同社に安定化処置を依頼いただく場合は、お客さまとリカバリープロ株式会社で個別にご契約いただけます。

※事故発生時にリカバリープロ株式会社のサービスを提供することをお約束するものではありません。
また、提携会社は予告なく変更する場合があります。

商品・製品等に関する補償

商品・製品等盗難危険補償特約(財物損害補償特約用)/

商品・製品等その他不測かつ突発的な事故補償特約(財物損害補償特約用)

保険証券に記載された建物内に収容中の商品・製品等の盗難による盗取・損傷・汚損の損害/不測かつ突発的な事故による損害を補償します。これら2つの特約は併せてセットするもので、どちらか一方を選択してご契約することはできません。

ご注意 その他不測かつ突発的な事故の補償において、移動体通信端末機器もしくは携帯式電子機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ポータブルカーナビゲーション、電子式航法装置、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子ブックリーダー、電子手帳、電子辞書等をいいます。)またはこれらの付属品について生じた損害は、保険金をお支払いすることができません。

お支払いする保険金

- 損害保険金
- 残存物取片づけ費用保険金

オプション特約

財産損害補償(財物損害補償特約)



電気的・機械的事故に対する補償

ビル付帯設備電気的・機械的事故補償特約(財物損害補償特約用)

保険の対象の建物または屋外設備・装置に付帯された建物または屋外設備・装置の機能を維持するための機械・設備・装置を対象として、それらに発生した電気的事故または機械的事故によって生じた損害を補償します。

保険の対象となる物(建物の機能を維持するための機械・設備・装置)

空調設備、電気設備、給排水・衛生・消火設備、昇降設備、窓ふき用ゴンドラ設備、回転展望台設備、エア・シーダー設備、ネオンサイン設備、厨房(ちゅうぼう)機械設備、駐車場機械設備、洗濯機械設備、ボイラおよびボイラ付属設備、これらに付属する配線・配管・ダクト設備 など

保険の対象に含まれない物

- コンクリート製・陶磁器製(碍子(がいし)・碍管(がいかん)を除きます。)・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具
- 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
- ベルト、ワイヤロープ(エレベータのワイヤロープを除きます。)、チェーン、ゴムタイヤ、ガラスまたは管球類
- 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供される資材。ただし、変圧器もしくは開閉装置内の絶縁油または水銀整流器内の水銀は、保険の対象に含まれます。
- フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布または布袋
- 可搬式または移動式の機器
- 基礎(アンカーボルトを含みます。)、炉壁(ボイラの炉壁を除きます。)または予備用の部品

お支払いする保険金

●損害保険金(注1)

(注1)この特約で補償される機械・設備・装置を修理する際にそれ以外の箇所の取りこわしを必要とする場合、その箇所の原状復旧のために要する費用を、上記の損害保険金の一部としてお支払いします。(1回の事故につき300万円を限度とします。)

●事故時諸費用保険金(注2)

(注2)事故時諸費用保険特約のセットが必要です。6ページの「セット可能な費用保険金」をご確認ください。

●残存物取扱費用保険金

工場内受配電設備電気的・機械的事故補償特約(財物損害補償特約用)

工場敷地内に設置されている受配電設備を包括して保険の対象とし、それらに発生した電気的事故または機械的事故によって生じた損害を補償します。

保険の対象となる物(お支払いの対象となる工場建物の敷地内に設置された機械・設備・装置)

受変電設備、配線設備、照明設備、放送・通信・時計・表示設備、保安設備、避雷針設備、集中制御装置 など

保険の対象に含まれない物

- 保険の対象となる物以外の機械・設備または装置に付属する電気設備(制御装置を含みます。)またはこれらの機器相互間の配線
- 試験用または実験用の変電設備
- 炉または電解槽に用いられる変圧器、整流器または蓄電器
- ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラスまたは管球類
- 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供される資材。ただし、変圧器もしくは開閉装置内の絶縁油または水銀整流器内の水銀は、保険の対象に含まれます。
- フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布または布袋
- 可搬式または移動式の機器
- 基礎(アンカーボルトを含みます。)、炉壁(ボイラの炉壁を除きます。)または予備用の部品

お支払いする保険金

●損害保険金(注1)

(注1)この特約で補償される機械・設備・装置を修理する際にそれ以外の箇所の取りこわしを必要とする場合、その箇所の原状復旧のために要する費用を、上記の損害保険金の一部としてお支払いします。(1回の事故につき300万円を限度とします。)

●事故時諸費用保険金(注2)

(注2)事故時諸費用保険特約のセットが必要です。6ページの「セット可能な費用保険金」をご確認ください。

●残存物取扱費用保険金

損害賠償責任を負った場合などの補償

預かり品損害補償特約

保険証券記載の建物内において一時的に保管・管理する預かり品が損壊・紛失・盗取された場合、預かり品について正当な権利を有する者に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、自動車、原動機付自転車、クリーニングのために受託する衣類など預かり品に含まれない物があります。

お支払いする保険金

●保険金 = 法律上の損害賠償責任の額 - 自己負担額(1回の事故につき1万円)

預かり品が、損害が生じた地および時において、損害を受けいなかつと仮定した場合の価額、または1回の事故につき50万円のいずれか低い額を限度とします。

借家人賠償責任補償特約

保険証券記載の借用戸室が、次の事故により滅失・損傷・汚損した場合、貸主(転貸人を含みます。)に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- 火災・破裂・爆発
- 給排水設備に生じた事故に伴う漏水・放水・溢水(いっすい)による水濡れ
(給排水設備自体に生じた損害を除きます。)

※設備・什器(じゅうき)等または商品・製品等を保険の対象とする財物損害補償特約(5ページをご確認ください。)にセットできます。

お支払いする保険金

●借家人賠償責任保険金 = 法律上の損害賠償責任の額

保険証券記載の支払限度額を限度とします。

上記のほか、次の費用をお支払いします。

- 訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁、示談交渉に要した費用で弊社が同意した費用
- 損害防止・軽減のためなどに要した費用で弊社が同意した費用
- 損害賠償責任解決の協力費用、権利の保全・行使のための手続の費用 など

修理費用補償特約

次の事故により保険証券記載の借用戸室に損害が生じた場合、貸主(転貸人を含みます。)との契約に基づきまたは緊急的にお客さまの費用で修理したときは、その借用戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用を補償します。

- 火災・落雷・破裂・爆発
- 風災・雹災(ひょうさい)・雪災
- 物体の落下・飛来・衝突・倒壊など
- 給排水設備に生じた事故などに伴う漏水・放水・溢水(いっすい)による水濡れ
(給排水設備自体に生じた損害を除きます。)
- 騒擾(そうじょう)・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為
- 盗難

※借家人賠償責任保険特約とセットでのご契約となります。

お支払いする保険金

●修理費用保険金 = 修理費用の実額

保険証券記載の支払限度額を限度とします。

オプション特約

財産損害補償(財物損害補償特約)



冷凍・冷蔵物に関する補償

冷凍・冷蔵損害補償特約B(財物損害補償特約用)

保険の対象である冷凍・冷蔵物について、同一敷地内での火災事故により、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊、変調または機能停止によって起こった温度変化のために生じた損害を補償します。

保険の対象

財物損害補償特約で補償する商品・製品等のうち、冷凍・冷蔵物が対象となります。

保険金額

商品・製品等の保険金額と同額となります。

お支払いする保険金

- 損害保険金

現金・小切手等に関する補償

業務用通貨・預貯金証書盗難危険補償特約

※現金・小切手等補償特約と同時にセットすることはできません。

保険の対象が設備・什器(じゅうき)等である場合に、保険証券記載の建物内において発生した業務用の通貨または預貯金証書(キャッシュカードを含みます。)の盗難により生じた損害を補償します。

お支払いする保険金

- 損害保険金

次の限度額の範囲内で、実際の損害額をお支払いします。

業務用通貨の場合：1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円を限度とします。

業務用預貯金証書の場合：1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円または設備・什器(じゅうき)等の保険金額のいずれか低い額を限度とします。

現金・小切手等補償特約

※業務用通貨・預貯金証書盗難危険補償特約と同時にセットすることはできません。

1. 現金・小切手等に関する補償

保険証券記載の保管場所に保管されている間および通常の運送経路を運送されている間に、火災、盗難などの偶然な事故により、業務用通貨・小切手などについて生じた損害を補償します。

保険の対象 (注1)

- 通貨
- 小切手
- 切手・印紙
- クレジットカード販売未収代金記録(注2)
- 乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券、旅行券)(注3)
- 商品券

など

(注1)業務用のものに限り、商品として顧客に販売されるものを除きます。

(注2)クレジットカード販売未収代金記録に損害が生じ、回収不能になった未収代金に対して保険金をお支払いします。

(注3)定期券・回数券は除きます。

保険金額/支払限度額

保管中：保管場所ごとに保管中の保険金額を設定します。

(損害が生じた場合、実在する保険の対象の合計額を超えて各保険金をお支払いすることはありません。また、この保険の対象の合計額を下回る保険金額が設定された場合、下記のお支払いする保険金が削減されます。)

運送中：1回の運送あたりの予想最高運送高を基準に運送中の支払限度額を設定します。

お支払いする保険金

● 現金・小切手等損害保険金

保管中：損害保険金 = 実際の損害額 - 自己負担額

保険証券記載の保管場所ごとの保険金額を限度とします。

- 保管場所ごとの保険金額が、損害発生時にその保管場所に実在する保険の対象の合計額を下回る場合、保険金が削減されます。
- 保険の対象が、営業時間外に金庫(手提金庫を除きます。)に収容されていなかった場合、金庫外の保険の対象に損害が生じたときは、1回の事故につき、100万円または保管場所ごとの保険金額のいずれか低い額を限度とします。
- 保管場所の敷地内の建物外に設置されている自動販売機内に収容中の通貨については、1回の事故につき5万円を限度とします。

運送中：損害保険金 = 実際の損害額 - 自己負担額

保険証券記載の運送中の支払限度額を限度とします。

2. 預貯金証書に関する補償

保険証券記載の建物内において、業務用の預貯金証書(キャッシュカードを含みます。)の盗難により損害が生じたときにお支払いします。

お支払いする保険金

● 預貯金証書盗難保険金 = 実際の損害額

1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円またはこの特約の保険金額のいずれか低い額を限度とします。

基本となる補償

利益損失補償①(休業損失日額補償特約)



保険の対象となる店舗や事務所、作業所などが損害を受けた結果、被保険者に生じた休業損失、および休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用を、休業損失日額保険金としてお支払いします。

お支払いの対象となる事故

① 火災、落雷、破裂・爆発



② 風災・雹災(ひょうさい)・雪災



③ 物体の落下・飛来・衝突^(注1)、漏水・放水・溢水(いっすい)^(注2)、騒擾(そうじょう)・集団行動・労働争議など



④ 盗難



⑤ ①～④以外の不測かつ突発的な事故



オプション

⑥ 水災(台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等)



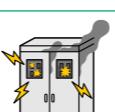
オプション

⑦ 地震または噴火による火災、損壊、津波など



オプション

⑧ 電気的・機械的事故(ビル付帯設備または工場内受配電設備に生じた事故)



⑨ 不測かつ突発的な原因による電気、ガス、水道、電話などの供給・中継の中止または阻害



- ⑥と⑧の補償は、財物損害補償特約をセットする場合、お支払いの対象となる事故を財物損害補償特約と合わせる必要があります。
- ⑦の補償は、財物損害補償特約と地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)をセットしていただく必要があります。
- ⑨の補償は、地震・噴火危険補償特約(休業損失日額補償特約用)をセットすることで地震または噴火に起因する事故も対象とすることができます。

(注1)保険の対象が屋外設備・装置または屋外設備・装置内収容の動産の場合、航空機の墜落もしくは接触、飛行中の航空機からの物体の落下または車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触に限ります。

(注2)給排水設備自体に生じた損害を受けた結果生じた休業損失は除きます。

お支払いする保険金

$$\bullet \text{休業損失日額保険金} = (\text{保険金額} \times \frac{\text{売上減少高}^{(注1)}}{\text{標準売上高}^{(注2)}} \times \text{休業日数}^{(注3)})^{(注4)} + \text{休業日数短縮費用の額}^{(注5)}$$

(注1)「売上減少高」とは、標準売上高^(注2)から復旧期間内の売上高を差し引いた残額をいいます。

(注2)「標準売上高」とは、事故発生直前12か月のうち復旧期間に応当する期間の売上高をいいます。

(注3)約定復旧期間を限度とします。

(注4)次の算式で求められた額を限度とします。

売上減少高 × 支払限度率^(注6) - 復旧期間内に支出を免れた経常費等の費用

(注5)休業日数を減少させるために支出した各種追加費用の額をいい、次の算式で求められた額を限度とします。

休業日数短縮費用の支出によって減少させることができた休業日数 × 保険金額

(注6)「支払限度率」とは、直近の会計年度(1年間)の粗利益の額に10%を加算した額の同期間に内の売上高に対する割合をいいます。

※営業の一部を再開した場合など、一部休業の場合も補償します。

※以下の事故については、復旧期間からその事故の発生した当日を差し引きます。

● 風災・雹災(ひょうさい)・雪災

● 水災(オプション特約をセットした場合)

● 地震または噴火による火災、損壊、津波など(オプション特約をセットした場合)

● 不測かつ突発的な原因による電気、ガス、水道、電話などの供給・中継の中止または阻害

・損失防止費用保険金

火災、落雷、破裂・爆発の事故による損失の発生または拡大の防止のために次の必要または有益な費用を支出した場合、損失防止費用保険金をお支払いします。

● 消火薬剤などの再取得費用

● 消火活動に緊急に投入された人員・器材の費用 など

オプション特約

水災危険補償特約(休業損失日額補償特約用)

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって生じた休業損失を補償します。

地震・噴火危険補償特約(休業損失日額補償特約用)

地震または噴火による火災、損壊^(注)、津波などによって生じた休業損失を補償します。

(注)噴火による火山灰の付着、混入、堆積等またはそれらの疑いがある場合を除きます。

※地震の規模を示すマグニチュードや震度にかかわらず補償します。

※地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)からの保険金支払有無にかかわらず補償します。

※ご契約の引受けに際しては、弊社所定の条件があります。

ビル付帯設備等電気的・機械的事故補償特約(休業損失日額補償特約用)

次の物に発生した電気的事故または機械的事故によって生じた休業損失を補償します。

- 建物または屋外設備・装置に付帯された機械・設備・装置のうち、建物または屋外設備・装置の機能を維持するための機械・設備・装置
- 工場敷地内に設置されている受配電設備等

! 保険金をお支払いできない主な場合は23ページ以降に記載しています。
必ずご確認ください。

基本となる補償

利益損失補償②(利益損失補償特約)



保険の対象となる店舗や工場などが損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた利益損失(喪失利益および収益減少防止費用)を利益保険金としてお支払いします。

お支払いの対象となる事故

① 火災、落雷、破裂・爆発



② 風災・雹災(ひょうさい)・雪災



③ 物体の落下・飛来・衝突^(注1)、漏水・放水・溢水(いっすい)^(注2)、騒擾(そうじょう)・集団行動・労働争議など



④ 盗難



⑤ ①～④以外の不測かつ突発的な事故



⑥ 不測かつ突発的な原因による電気、ガス、水道、電話などの供給・中継の中止または阻害



●②～⑤の補償については、選択して外すことができます。(一部制限があります。)

(注1)保険の対象が屋外設備・装置または屋外設備・装置内収容の動産の場合、航空機の墜落もしくは接触、飛行中の航空機からの物体の落下
または車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触に限ります。

(注2)給排水設備自体に生じた損害により生じた利益損失は除きます。

ご契約方式

(1) 支払限度額方式

事故による休業中の収益減少額を考慮し、1事故の「支払限度額」を設定します。お支払いする期間は12か月を限度とします。

(2) 約定補償期間方式(約定補償期間に関する特約をセットします。)

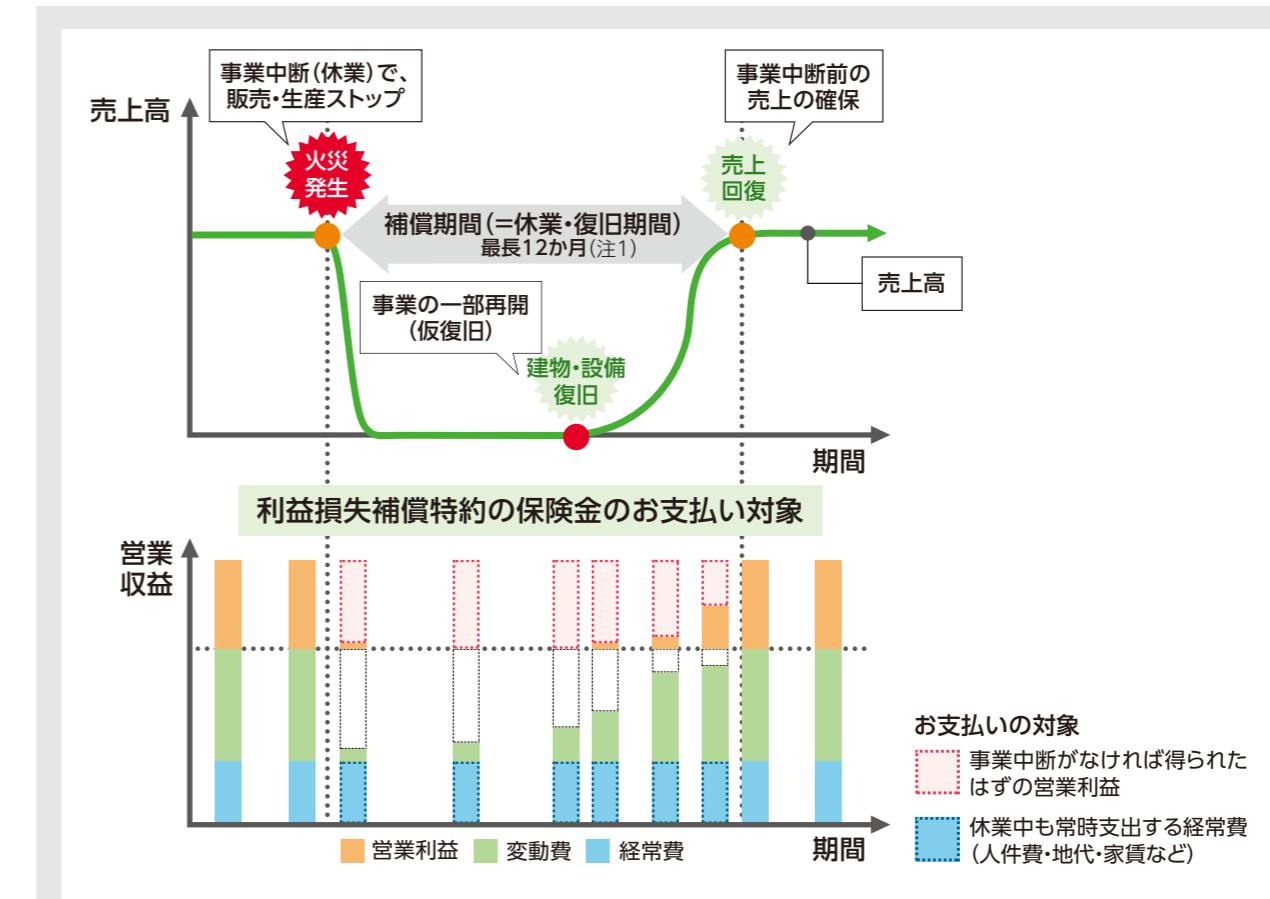
事故時の復旧に要する期間を想定し、その期間を「約定補償期間」として設定します。この期間を限度とし、収益が回復した時までの損害をお支払いします。

**△ 保険金をお支払いできない主な場合は23ページ以降に記載しています。
必ずご確認ください。**

オプション特約

- 水災危険補償特約(利益損失補償特約用)
- 地震・噴火危険補償特約(利益損失補償特約用)
- ビル付帯設備電気的・機械的事故補償特約(利益損失補償特約用)
- 工場内受配電設備電気的・機械的事故補償特約(利益損失補償特約用)

保険金のお支払い対象となる補償期間／保険金の額



営業利益と経常費(固定費)を包括的にお支払い対象とします。

ただし、約定補償割合を調整することによって、実質的に一部を対象とすることもできます。

利益保険金の
お支払い額^{(注2)(注3)}

$$\text{収益減少額} \times \frac{\text{約定補償割合}}{\text{利率}} - \text{支出を免れた経常費} \times \frac{\text{約定補償割合}}{\text{利率}} + \text{収益減少防止費用} \times \frac{\text{約定補償割合}}{\text{利率}} - \text{自己負担額} - \text{免責時間内の利益損失の額}$$

(注1)約定補償期間方式の場合は約定補償期間を限度とします。

(注2)保険金額が事故発生直前12か月の営業収益に約定補償割合(注4)を乗じた額の80%より少ない場合は、保険金が削減される場合があります。

(注3)約定補償期間方式の場合は約定補償期間および保険金額、支払限度額方式の場合は、12か月および支払限度額を補償の限度とします。

(注4)約定補償割合が実際の利率よりも大きい場合は、「約定補償割合」を「利率」と読み替えます。

(注5)風災・雹災(ひょうさい)・雪災による事故や、騒擾(そうじょう)・集団行動・労働争議などの事故および不測かつ突発的な原因により電気、ガス、水道、電話などの供給・中継が中断または阻害されたことによる事故については、事故が発生した日の午前0時から24時間内に生じた利益損失の額をお支払い額から差し引きます。

基本となる補償

営業継続費用補償(営業継続費用補償特約)



保険の対象となる店舗や作業場などが損害を受けた結果、収益減少を防止または軽減し営業を継続するために支出した費用のうち、通常要する費用を超える部分(追加費用)を補償します。

お支払いの対象となる事故

- ① 火災、落雷、破裂・爆発



- ② 風災・雹災(ひょうさい)・雪災



- ③ 物体の落下・飛来・衝突^(注1)、漏水・放水・溢水(いっすい)^(注2)、騒擾(そうじょう)・集団行動・労働争議など



- ④ 盗難



- ⑤ ①～④以外の不測かつ突発的な事故



- ⑥ 不測かつ突発的な原因による電気、ガス、水道、電話などの供給・中継の中止または阻害



●②～⑤の補償については、選択して外すことができます。(一部制限があります。)

●⑥の補償は、地震・噴火危険補償特約(営業継続費用補償特約用)をセットすることで地震または噴火に起因する事故も対象となります。

(注1)保険の対象が屋外設備・装置または屋外設備・装置内収容の動産の場合、航空機の墜落もしくは接触、飛行中の航空機からの物体の落下または車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触に限ります。

(注2)給排水設備自体に生じた損害により生じた営業継続費用は除きます。

お支払いする保険金

- 営業継続費用保険金 = 臨時に支出した追加費用 - 復旧期間内に支出を免れた経常費

保険金額を限度とします。ただし、⑥の場合は保険金額の10%を限度とします。

- ・仮店舗・仮工場のための費用(賃借料、移転費用、動力費、水道光熱費、通信費など)
- ・商品・製品の外注化、他社製品の購入のための費用
- ・資材、原材料、商品などの緊急仕入れに伴う割高費用



オプション特約

- 水災危険補償特約(営業継続費用補償特約用)
- 地震・噴火危険補償特約(営業継続費用補償特約用)
- ビル付帯設備電気的・機械的事故補償特約(営業継続費用補償特約用)
- 工場内受配電設備電気的・機械的事故補償特約(営業継続費用補償特約用)

**△ 保険金をお支払いできない主な場合は23ページ以降に記載しています。
必ずご確認ください。**

ご契約にあたって①

補償の選択

ご希望の補償を選択することができます。ただし、選択していただける補償の組み合わせには制限があります。

財産損害補償	利益損失補償	営業継続費用補償
ご希望に応じて財物損害補償特約をセットすることができます。	ご希望に応じて次の特約のいずれかを選択してセットすることができます。 ●休業損失日額補償特約 ●利益損失補償特約	ご希望に応じて営業継続費用補償特約をセットすることができます。

補償対象とする事故の選択

財物損害補償特約、利益損失補償特約、営業継続費用補償特約では補償対象とする事故を選択することができます。

また、保険の対象ごとに、補償の内容を選択することも可能です。

お支払いの対象となる事故	選択可否
① 火災、落雷、破裂・爆発	必ずセット
② 風災・雹災(ひょうさい)・雪災	選択可
③ 物体の落下・飛来・衝突、漏水・放水・溢水(いっすい)、騒擾(そうじょう)・集団行動・労働争議など	選択可
④ 盗難	選択可
⑤ ①～④以外の不測かつ突発的な事故	選択可

- 1契約明細書で財物損害補償特約と営業継続費用補償特約を同時にセットした場合は、各特約における上記補償の選択は同一となります。
- 休業損失日額補償特約においては、個別に補償対象とする事故を選択できません。

費用保険金の選択

財物損害補償特約でお支払いする保険金のうち、必要な費用保険金を選択することができます。また、保険の対象ごとに、お支払いする費用保険金の種類を選択することも可能です。

費用保険金	選択可否
残存物取扱費用保険金	選択可
地震火災費用保険金	選択可
修理付帯費用保険金	選択不可(必ずセット)
損害防止費用保険金	選択不可(必ずセット)
事故時諸費用保険金	選択可 (事故時諸費用保険特約をセットする必要があります。)

※詳細は6ページをご確認ください。

ご契約にあたって②

保険金額の設定

保険金額は次のとおり設定してください。

補償	保険金額の設定方法・基準
財物損害補償特約	再調達価額での設定 保険金額を再調達価額で設定する場合は、次のいずれかの特約をセットします。
	新価実損払特約 ● 契約締結時に保険の対象を再調達価額で評価し、その評価額に約定補償割合を乗じた金額を保険金額として設定し、この金額を限度として再調達価額を基準に算出した損害の額を損害保険金としてお支払いします。 ● 約定補償割合とは、評価額に対する補償割合で、30%～100%(10%刻み)から選択して設定します。
	新価保険特約 ● 再調達価額で評価し、保険金額として設定します。 ● 時価額が再調達価額の50%以上の建物、屋外設備・装置、設備・什器(じゆうき)等を対象とします。 ● 再調達価額を基準として保険金をお支払いするには、罹災(りさい)した保険の対象を 2年内に復旧 する必要があります。2年内に復旧しない場合は、時価額を基準として保険金をお支払いします。
時価額での設定	再調達価額から減価分(使用による消耗分など)を差し引いた額で設定します。
休業損失日額補償特約	1日あたりの粗利益(売上高から商品仕入高および原材料費を差し引いた残高)を基準に設定 ※1事業所につき1日あたり200万円を限度とします。
利益損失補償特約	年間営業収益 × 約定補償割合を基準に設定 ※約定補償割合は、損益計算書から算出された利益率を限度にお客さまに任意で決定いただけますが、利益率いっぱいではございません。
営業継続費用補償特約	事故発生後の復旧期間中に通常の営業または生産活動を継続させるために特別に必要とする費用を基準に設定 ※1敷地内ごとに設定します。

■財物損害補償特約について

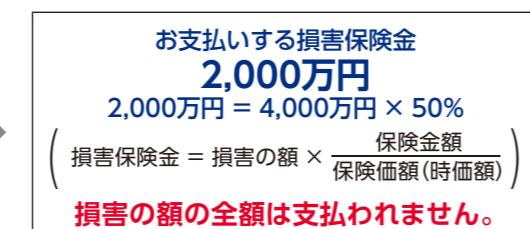
□ 保険金額は適切に設定されていますか?

保険金額は評価額^(注)と同額で設定してください。

保険金額が評価額^(注)を下回る場合は、損害の額の全額がお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

(注)新価実損払特約をセットする場合は、評価額×約定補償割合となります。

時価額1億円の場合



□ 保険金額は再調達価額で設定されていますか?

「新価実損払特約」のセットをおすすめします。

特約をセットしない場合、時価額を基準に保険金をお支払いします。

再調達価額が1億円の場合



支払限度額／自己負担額の設定

財物損害補償特約、利益損失補償特約、営業継続費用補償特約においては、補償する事故の種類ごとに1回の事故の支払限度額を設定することができます。(保険金額を限度とします。)
また、補償する事故の種類ごとに1回の事故の自己負担額を設定することができます。

補償	設定時の条件など
財物損害補償特約	<ul style="list-style-type: none"> 1つの明細の保険金額の合計が3億円以上の場合に、支払限度額および50万円以上の自己負担額を設定することができます。 支払限度額は50万円以上で設定してください。 新価実損払特約、補償割合条件付実損払特約をセットした場合には、支払限度額は設定できません。 その他不測かつ突発的な事故の自己負担額は5万円以上で設定してください。
利益損失補償特約	自己負担額は100万円以上かつ保険金額の5%以内の額で設定してください。
営業継続費用補償特約	自己負担額は保険金額の5%以内の額で設定してください。

〈財物損害補償特約の支払限度額・自己負担額の設定例〉

保険金支払対象 ■ 自己負担額 ■

火災以外の事故には支払限度額や自己負担額をセットしても良いという保険金額10億円のお客さまの場合

① 火災、落雷、破裂・爆発 支払限度額：なし 自己負担額：なし	10億円
② 風災・電災(ひょうさい)・雪災 支払限度額：5億円 自己負担額：なし	5億円
③ 物体の落下、漏水など 支払限度額：5億円 自己負担額：なし	5億円
④ 盗難 補償なし	
⑤ その他不測かつ突発的な事故 支払限度額：3億円 自己負担額：100万円	3億円
⑥ 水災 支払限度額：5億円 自己負担額：なし	5億円

ご契約にあたって③

保険の対象

財物損害補償特約

事業者の所有、使用または管理する財物(建物、設備・什器(じゅうき)等^(注)、商品・製品等、屋外設備・装置)を保険の対象とします。ただし、次のものは保険の対象とすることができます。

- 住居のみに使用される建物
- 個人が所有する居住の用に供する建物(個人事業主が所有する居住の用に供する建物は対象にできます。)
- 建築中の建物および増築中の建物の増築部分 ● 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 家財 ● 動物または植物 ● 野積みの動産 ● 自動車、船舶または航空機
- データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物

(注)設備・什器(じゅうき)等が保険の対象である場合、軒、庇(ひさし)等の下に設置された自動販売機、看板その他これらに類する物も保険の対象に含まれます。

保険の対象に含める場合、保険証券に明記する必要のあるもの

- ① 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
- ② 保険の対象が居住の用に供する部分を含む建物である場合は、外灯、テレビアンテナ、機能門柱、バリカーやその他これらに類する物であって敷地内に所在するもの
- ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こつとう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

休業損失日額補償特約

利益損失補償特約

営業継続費用補償特約

保険の対象は次のとおりです。

- ① 保険証券記載の建物・構築物
 - ② 敷地内(注)にある被保険者の占有する建物・構築物、動産など
 - ③ 敷地内(注)に所在する建物・構築物のうち他人が占有する部分
 - ④ 敷地内(注)に所在する建物・構築物に隣接するアーケードやそれに接する建物・構築物
 - ⑤ 敷地内(注)に所在する建物・構築物に通じる袋小路やそれに面する建物・構築物
- (注)①の建物・構築物の所在する敷地内をいいます。

保険金支払対象期間

休業損失日額補償特約、利益損失補償特約、営業継続費用補償特約における保険金支払対象期間はそれぞれ次のとおりです。

補償	保険金支払対象期間
休業損失日額補償特約	保険の対象が損害を受けた時からそれを復旧した時までの期間となります。 ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために、通常必要であると認められる期間を超えないものとし、それぞれ次の期間を限度とします。
営業継続費用補償特約	休業損失日額補償特約 約定復旧期間 ※1か月／3か月／6か月／12か月から選択 営業継続費用補償特約 12か月
利益損失補償特約	事故が発生した時から、事故の影響がなくなり営業収益が回復したと認められる時までの期間となります。(12か月を限度とします。) (補償期間の終期に関する特約をセットした場合) 事故が発生した時から保険の対象を復旧した時まで、または電気、ガス、水道、電話などの供給・中継が回復した時までの期間とします。 ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために、通常必要であると認められる期間を超えないものとします。

契約方式の選択(包括契約のご説明)

複数の物件を所有するお客さま向けに包括契約方式(1敷地内包括契約特約・複数敷地内包括契約特約)をご用意しています。

この契約方式では、同一敷地内の保険の対象を一括して契約していただく方式(小建物方式／設備・什器(じゅうき)等一括方式)を選択することができます。

■ 契約条件

次の条件を満たす場合には、包括契約方式によってご契約いただくことが可能です。

1敷地内包括契約

- 保険期間が1年
- 保険の対象の合計保険金額が3億円以上
- 保険の対象となる建物および屋外設備・装置が2つ以上

複数敷地内包括契約

- 保険期間が1年
- 保険の対象の合計保険金額が3億円以上
- 保険の対象となる敷地内が2か所以上

■ 保険の対象となるもの

日本国内において所有する下記の全てが保険の対象となります。(注)一部を除外して契約することはできません。

- ① 建物および屋外設備・装置
- ② 上記①内収容の設備・什器(じゅうき)等

- 商品・製品等は、保険の対象に含めるか否かを選択できます。

- 複数敷地内包括契約の場合、所有する全ての敷地内を対象としてご契約いただけます。ただし、「地域」や「部門」などの客観的基準をもとに、この基準を満たす敷地内ののみをまとめてご契約いただくことも可能です。

(注)敷地内に所在する他人所有の物で、お客さまが占有管理している物は、所有者名を明記することで保険の対象とすることができます。

■ 小建物方式／設備・什器(じゅうき)等一括方式

小建物方式

延床面積300m²未満の建物と、一基または一団の保険価額が2,000万円未満の屋外設備・装置については、敷地内ごとにまとめて保険金額を設定することができます。

設備・什器(じゅうき)等一括方式

同一敷地内に所在する設備・什器(じゅうき)等の全てをまとめて保険金額を設定します。

■ 自動補償

- 保険期間中に保険の対象に含まれる物件が追加された場合に、それらの価額の合計が、ご契約時の保険金額の合計の10%(30億円限度)以下のとき、自動的に保険の対象に含まれます(注)。

- 自動追加された物件は、5ページの「お支払いの対象となる事故」①～⑥の事故が補償の対象となります。お支払いする保険金は時価額が基準となります。また、5ページの「お支払いの対象となる事故」⑤の事故の自己負担額は5万円となります。

- 追加された物件は保険期間の末日までに通知いただき、これに基づいて保険料の精算を行います。

ただし、保険金をお支払いする場合は、保険金のお支払いまでに追加した保険の対象の保険料を精算する必要があります。

(注)商品・製品等および保険の対象とできないもの、保険証券に明記する必要のあるものについては、自動補償の対象に含まれません。ただし、小建物方式の場合は、小建物方式により含まれる保険の対象については自動補償の対象となります。また、複数敷地内包括契約の場合、追加された敷地内における同物件も自動補償の対象となります。

■ 適用される割引

包括契約割引(10%)が適用されます。

保険金をお支払いできない主な場合

共通 財物損害補償特約、休業損失日額補償特約、利益損失補償特約、営業継続費用補償特約

次のいずれかに該当する事由によって生じた損害、費用、損失または営業継続費用

1. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
2. 1.に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
3. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
4. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(注)
5. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
6. 5.に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
7. 3.~6.の事由によって発生した事故の延焼、拡大
8. 発生原因を問わず発生した事故の3.~6.の事由による延焼、拡大
- (注) 地震火災費用保険金、地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)、地震・噴火危険補償特約(休業損失日額補償特約用)、地震・噴火危険補償特約(利益損失補償特約用)、地震・噴火危険補償特約(営業継続費用補償特約用)を除きます。

財物損害補償特約

次のいずれかに該当する事故によって生じた損害および費用

1. 保険金をお支払いする事故(盗難を除きます。)の際ににおける保険の対象の紛失または盗難
2. 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業(これらの作業によって火災または破裂・爆発の事故が生じた場合を除きます。)
3. 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
4. 保険の対象である設備・什器(じゅうぎ)等または商品・製品等が屋外にある間に生じた事故
5. 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調または機能停止に起因する温度変化
6. 美術品の修理等に伴う価値の下落による損害(格落損害)
7. 電気の事故による炭化または溶融の損害
8. 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
9. 亀裂、変形その他これらに類似の損害
10. 保険の対象の欠陥により生じた損害
11. 保険の対象の自然の消耗または劣化、ボイラスケールの進行、性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ(板ガラスの熱割れを除きます。)、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由、ねずみ食い、虫食い等によりその部分に生じた損害
12. 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

[風災、雹災(ひょうさい)、雪災の事故を補償する場合]
風災、雹災(ひょうさい)、雪災の事故によって、次に掲げる物について生じた損害

1. 仮設の建物(注)(年間の使用期間が3か月以下のものに限ります。)
2. ゴルフネット(ポールを含みます。)
3. 建築中の屋外設備・装置
4. 桟橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置
5. 海上に所在する建物(注)および設備・装置
6. 屋外にある商品・製品等

(注)建物に収容される動産を含みます。
[その他不測かつ突発的な事故を補償する場合]

1. その他不測かつ突発的な事故によって生じた次のいずれかに該当する損害および費用
 - (1) 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
 - (2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の使用者の故意による損害
 - (3) 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害(被保険者に保険金を取得させ目的でなかった場合は除きます。)
 - (4) 保険の対象である動産を加工または製造することに起因して、その動産に生じた損害(加工または製造に使用された機械・設備・装置等の停止による損害を含みます。)

(5) 保険の対象に対する加工(建築、増築、改築、修繕または一部取りこわしを含みます。)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害

- (6) 詐欺または横領によって生じた損害
- (7) 紛失、置き忘れまたは不注意による廃棄によって生じた損害
- (8) 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害(不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。)
- (9) 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害
- (10) 保険の対象のうち、楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断(注1)もしくは打楽器の打皮の破損(注1)または音色もしくは音質の変化の損害
- (11) 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、コンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害
- (12) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の業務に従事中の使用者の破壊行為による損害
- (13) 土地の沈下、移動、隆起、振動その他のこれらに類似の地盤変動によって生じた損害
- (14) 水災によって生じた損害
- (15) 偶然な外来的事故を直接の原因としない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- (16) 保険の対象のうち、真空管、ブラウン管、電球等の管球類に生じた損害(保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。)

- (17) 凍結によって保険の対象である建物の給排水設備(注2)について生じた損害(給排水設備(注2)の損壊を伴う損害を除きます。)
- (18) 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)その他これらに類するものの吹込み、浸み込みもしくは漏入またはこれらのものの混入により生じた損害
- (19) 屋根材(屋根を構成するスレート、瓦、鋼板、コンクリート等をいい、棟板金および陸屋根の防水層を含みます。)または樋(とい)に生じたゆがみ、たわみ、へこみ、ひび割れ(板ガラスの熱割れを除きます。)、欠け、反り、浮き上がり、ずれ、波打ち、釘浮(くぎう)きその他類似の事由によって生じた損害

2. その他不測かつ突発的な事故によって下記のものについて生じた損害および費用

- (1) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こつとう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- (2) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- (3) 自転車もしくは原動機付自転車またはこれらの付属品
- (4) 工事用仮設建物、工事用仮設物、建設用仮工事の目的物
- (5) 機械、設備または装置の一部を構成している際に掲げるもの
 - ①ベルト、ワイヤロープ、チェーンまたはゴムタイヤ
 - ②潤滑油、操作油、冷媒、触媒、水処理材料その他の運転に供される資材
 - ③フィルタレlement、電熱体、金網、竹、木部、ろ布またはろ布枠
- (6) 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ホールその他の型類(機械、設備または装置の一部を構成しているものを含みます。)
- (7) 移動体通信端末機器もしくは携帯式電子機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ポータブルカーナビゲーション、電子式航法装置、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子ブックリーダー、電子手帳、電子辞書等をいいます。)またはこれらの付属品
- (8) ドローンその他の無人航空機もしくは模型航空機(遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるものを含みます。)またはこれらの付属品

(注1) 保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。

(注2) スプリンクラー設備・装置を含みます。

休業損失日額補償特約

次のいずれかに該当する場合によって生じた損害および費用

1. 「財物損害補償特約」に記載する1.~3.、5.~12.、「財物損害補償特約」[その他不測かつ突発的な事故を補償する場合]1.(1)~(19)、2.(7)に該当する場合
2. 「休業損失日額補償特約」に記載する2.~5.に該当する場合

航空機もしくは模型航空機(遠隔操作または自動操縦により飛行させができるものを含みます。)またはこれらの付属品について生じた損害(ただし、保険の対象が商品・製品等である場合を除きます。)

3. 国または公共団体による法令等の規制
4. 保険の対象および構外ユーティリティ設備の復旧または営業の継続に対する妨害
5. 次の(1)~(5)のいずれかによって発生した、不測かつ突発的な原因により、保険の対象と配管または配線により接続している下記事業者の占有する構外ユーティリティ設備の機能が停止または阻害され、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または電信・電話の中継が中断または阻害された場合
 - (1) 構外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
 - (2) 貸貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
 - (3) 労働争議
 - (4) 魚迫行為
 - (5) 水源の汚染、渇水または水不足
 - 電気事業法に定める電気事業者
 - ガス事業法に定めるガス事業者
 - 熱供給事業法に定める熱供給事業者
 - 水道法に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法に定める工業用水道事業者
 - 電気通信事業法に定める電気通信事業者

利益損失補償特約

次のいずれかに該当する場合によって生じた利益損失

1. 「財物損害補償特約」に記載する1.~3.、5.~12.、「財物損害補償特約」[その他不測かつ突発的な事故を補償する場合]1.(1)~(19)、2.(7)に該当する場合
2. 「休業損失日額補償特約」に記載する2.~5.に該当する場合

営業継続費用補償特約

次のいずれかに該当する場合によって生じた営業継続費用

1. 「財物損害補償特約」に記載する1.~3.、5.~12.、「財物損害補償特約」[その他不測かつ突発的な事故を補償する場合]1.(1)~(19)、2.(7)に該当する場合
2. 「休業損失日額補償特約」に記載する2.~5.に該当する場合

商品・製品等盗難危険補償特約

次のいずれかに該当する損害

1. 共通 および「財物損害補償特約」に記載する1.~12.、「財物損害補償特約」[その他不測かつ突発的な事故を補償する場合]に該当する場合
2. 保険契約者、被保険者または保険金受取人の親族または使用者人が自ら行いまたは加担した盗難による損害
3. 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害(不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。)
4. 万引きによって生じた損害
5. 保険の対象である商品・製品等が屋外にある間に生じた損害
6. 商品・製品等のうち、下記の物について生じた盗難による損害
 - (1) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こつとう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - (2) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - (3) 1個あたりの価額が10万円を超える時計
 - (3) 1個または1組の価額が300万円を超える楽器(据付型のものを除きます。)
 - (4) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - (5) 金・銀・白金の地金

商品・製品等その他不測かつ突発的な事故補償特約

次のいずれかに該当する損害

1. 共通 および「財物損害補償特約」に記載する1.~3.、5.~12.、「財物損害補償特約」[その他不測かつ突発的な事故を補償する場合]1.(1)~(16)、2.(3)~(6)に該当する場合
2. 保険契約者、被保険者または保険金受取人の使用者人が単独にもしくは第三者と共にして行った窃盗、強盗、その他これらに類似の行為によって生じた損害
3. 原因がいかなる場合でも、勘定間違い、支払の過誤または受取り不足などの出納誤りによって生じた損害
4. 記録の監査または棚卸し計算によって実在が明らかとなる損害
5. 金銭、有価証券またはその他の財産の不法な譲渡、取得、獲得または保留を隠すために不正になされた未収代金記録の改造、偽造、改竄(かいざん)、隠匿、破壊または処分による損害(不法な譲渡、取得、獲得または保留の範囲内に限ります。)
6. 電子記録装置の電気的・磁気的損害、故障または抹消による損害(落雷によるものを除きます。)
7. 直接であると間接であると問わず、風災によって屋外に所在する保険の対象に生じた損害(運送中に生じた損害については除きます。)
8. 保険の対象が自動販売機等に収容されている通貨である場合に、その保険の対象について生じた次に掲げる損害
 - (1) 自動販売機等の故障または変調もしくは乱調に起因または随伴して、保険の対象が規定額以上に出ることによって生じた損害
 - (2) 棚卸しまたは検品もしくは売上代金回収の際に発見された保険の対象の数量不足損害(外部からの盗難の形跡が明らかであってかつ数量の不足がトータルカウント等の記録により証明された場合を除きます。)
 - (3) 偽造貨幣による損害

3. 電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみに生じた損害

4. 万引きによって生じた損害
5. 盗難によって生じた盗取、損傷または汚損の損害
6. 保険の対象である商品・製品等が屋外にある間に生じた損害
7. 商品・製品等のうち、次の物について生じた不測かつ突発的な事故
 - (1) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こつとう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - (2) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - (3) 金・銀・白金の地金
 - (4) 移動体通信端末機器もしくは携帯式電子機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ポータブルカーナビゲーション、電子式航法装置、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子ブックリーダー、電子手帳、電子辞書等をいいます。)またはこれらの付属品

ビル付帯設備電気的・機械的事故補償特約

(財物損害補償特約用)

工場内受配電設備電気的・機械的事故補償特約

(財物損害補償特約用)共通

次のいずれかに該当する場合によって生じた損害および費用

1. 共通 および「財物損害補償特約」に記載する1.~12.に該当する場合
2. 保険の対象の納入者が、被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害

ビル付帯設備等電気的・機械的事故補償特約

(休業損失日額補償特約用)

利益損失補償特約

(営業継続費用補償特約用) (営業継続費用補償特約用)共通

工場内受配電設備電気的・機械的事故補償特約

(利益損失補償特約用) (営業継続費用補償特約用)共通

利益損失補償特約

利益損失補償特約

利益損失補償特約

利益損失補償特約

利益損失補償特約

現金・小切手等補償特約

次のいずれかに該当する損害

1. 共通 および「財物損害補償特約」に記載する10.、12.、「財物損害補償特約」[その他不測かつ突発的な事故を補償する場合]1.(1)、(6)、(7)、(14)、(18)に該当する場合
2. 保険契約者、被保険者または保険金受取人の法定代理人、同居の親族または使用者人が単独にもしくは第三者と共にして行った窃盗、強盗、その他これらに類似の行為によって生じた損害
3. 原因がいかなる場合でも、勘定間違い、支払の過誤または受取り不足などの出納誤りによって生じた損害
4. 記録の監査または棚卸し計算によって実在が明らかとなる損害
5. 金銭、有価証券またはその他の財産の不法な譲渡、取得、獲得または保留を隠すために不正になされた未収代金記録の改造、偽造、改竄(かいざん)、隠匿、破壊または処分による損害

保険金をお支払いできない主な場合

9. 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ(板ガラスの熱割れを除きます。)、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害、ねずみ食い、虫食い等
10. 次のいずれかに該当する小切手(事故小切手)の損害 <ul style="list-style-type: none"> (1) 事故小切手が支払いのため法に定められた支払示定期間に示された場合において、支払人が支払いを拒絶したこと。ただし、支払拒絶の理由が保険事故である場合またはその小切手の形式内容の不備(保険事故以後に生じたことを被保険者が立証したものに限ります。)である場合を除きます。 (2) 事故小切手の支払拒絶のため振出人が銀行取引を停止されたこと。
預かり品損害補償特約
次のいずれかに該当する場合によって生じた損害 <ul style="list-style-type: none"> 1. 直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災 (4) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 (5) (4)以外の放射線照射または放射能汚染 (6) (2)～(5)の事由に伴隨して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 (7) 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発ガン性その他の有害な特性 2. 被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害 <ul style="list-style-type: none"> (1) 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 (2) (1)以外の場合で、被保険者との父母、配偶者または子の間に発生した事故による損害賠償責任 (3) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された損害賠償責任 (4) 排水または排気(煙を含みます。)による損害賠償責任(不測かつ突發的に発生した事故による損害については除きます。) (5) 被保険者もしくはその代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行い、または加担した盗取による損害賠償責任 3. 次のいずれかに該当する損害 <ul style="list-style-type: none"> (1) 原因がいかなる場合でも、自然発火または自然爆発した預かり品自体の損壊 (2) 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等の損壊 (3) 屋根、扉、窓、通風筒、壁面等の瑕疵(かし)により、これから入る雨または雪等による預かり品の損壊 (4) 預かり品がその顧客に引き渡された後に発見された預かり品の損壊 (5) 預かり品に対する加工(増築、改築、修繕または一部取りこわしを含みます。)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損壊 (6) 預かり品のうち楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断(注)もしくは打楽器の打皮の破損(注)または音色もしくは音質の変化の損害 4. 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が預かり品の使用不能による損害賠償責任(収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。)を負担することによって被る損害(注)預かり品の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
借家人賠償責任補償特約
1. 借用戸室が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害 <ul style="list-style-type: none"> (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 (2) 被保険者の心神喪失または指図

(3) 借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事(被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合は除きます。)
(4) 共通 の3.～6.に該当する場合
(5) 共通 の3.～6.の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
2. 被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害 <ul style="list-style-type: none"> (1) 被保険者と貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 (2) 被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊による損害賠償責任
修理費用補償特約
次のいずれかに該当する場合によって生じた損害 <ul style="list-style-type: none"> 1. 共通 に該当する場合 2. 貸主またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 3. 借用戸室の欠陥 4. 借用戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ(板ガラスの熱割れを除きます。)、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の損害、ねずみ食い、虫食い等 5. 借用戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他の外観上の損傷または汚損であって、借用戸室ごとに、その借用戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
サイバーリスク補償対象外特約
全ての契約に自動でセットされます。ただし、「地震保険に関する法律」に基づく地震保険契約を除きます。
原因を問わず電子データの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変またはそれらに起因するあらゆる使用不能、機能不全、費用もしくは支出(注1)(注2)。ただし、電子データの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変またはそれらに起因するあらゆる使用不能もしくは機能不全の結果として火災または破裂・爆発が生じた場合は、その火災または破裂・爆発によって保険の対象に生じた物的損害(注3)を補償します。
戦争危険およびテロリズム補償対象外特約
全ての契約に自動でセットされます。ただし、「地震保険に関する法律」に基づく地震保険契約を除きます。
次のいずれかに該当する事由に直接または間接に生じた損害、費用、損失または営業継続費用 <ul style="list-style-type: none"> 1. 戦争、外国の侵略、外国の武力行使、交戦状態もしくは戦争類似の状態、内戦、反乱、革命、暴動、武装蜂起・クーデター・政権奪取に関連した内乱 2. テロリズム 3. 1.または2.の発生に関連する行為に直接または間接に生じた損害、費用、損失または営業継続費用
国際経済制裁に関する特約
全ての契約に自動でセットされます。ただし、「地震保険に関する法律」に基づく地震保険契約を除きます。
この保険契約の規定に基づく補償の提供、保険金の支払または便宜の提供によって、弊社または弊社の親会社もしくは最終的支配会社が、国際連合決議による制裁、禁止もしくは制限または日本国、ヨーロッパ連合(EU)もしくはアメリカ合衆国の通商・経済制裁に関する法令もしくは規則に抵触する場合は、弊社は、その補償を提供していないものとし、この保険契約の規定に基づくその保険金の支払またはその便宜の提供を行う義務を負わないものとします。

主な用語のご説明

用語	ご説明
い 一般物件	住宅物件、工場物件および倉庫物件以外の物件をいいます。
え 営業収益	「売上高」または「生産高」のいずれかの基準によって定める営業上の収益をいいます。
え 営業利益	営業収益から営業費用(売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用)を差し引いた額をいいます。
け 経常費	固定費。事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出を要する費用をいいます。
け 原動機付自転車	道路運送車両法第2条第3項に定める原動機付自転車(総排気量が125cc以下または定格出力が1.00kW以下の二輪車など)をいいます。
こ 工場物件	次の①、②または③のいずれかに該当する工場敷地内に所在するものをいいます。 ① 工業上の作業に使用する動力の合計が50kW以上の設備を有するもの ② 工業上の作業に使用する電力の合計が100kW以上の設備を有するもの ③ 作業人員が常時50人以上のもの など
さ 再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再建築または再取得するのに要する額をいいます。
し 時価額	損害が生じた地および時ににおける保険の対象の価額をいいます。
し 敷地内	問い合わせる有無を問わず、保険の対象が所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
し 自動車	道路運送車両法第2条第2項に定める自動車(注)をいいます。 (注)自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。
し 収益減少額	事故発生直前12か月のうち、補償期間に応当する期間の営業収益(「標準営業収益」といいます。)から補償期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。
し 収益減少防止費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために補償期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。
し 住宅物件	次のものおよびその収容動産をいいます。 ① 独立住宅(1戸建住宅) ② 共同住宅で、各戸室の全てが単に住居のみに使用されているもの
せ 商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
せ 雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
せ 設備・什器(じゅうき)等	設備、装置、機械、器具、工具、什器(じゅうき)または備品をいいます。
そ 倉庫物件	倉庫業者および協同組合が占有する倉庫建物などや、管理する保管貨物をいいます。
そ 騒擾(そうじょう)・集団行動	群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
た 建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
と 盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
と 土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
は 破裂・爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ひ 被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。
ふ 風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
へ 変動費	売上高、販売数、生産量などによって比例的に増減する費用をいいます。
ほ 暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
ほ 保険価額	損害が生じた地および時ににおける保険の対象の価額をいいます。
ほ 保険金額	ご契約金額のことをいいます。
ほ 保険の対象の価額	再調達価額から使用による消耗、経年年数等に応じた減価額を差し引いた額をいいます。 ただし、保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こつとう)、彫刻物その他の美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいい、保険の対象が商品・製品等の場合は、その保険の対象の再仕入価額をいいます。
り 利益率	直近の会計年度(1年間)において、次の算式により得られた割合をいいます。 $\text{利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$ ※営業損失が発生した場合は次の算式となります。 $\text{利益率} = \frac{\text{経常費} - \text{営業損失}}{\text{営業収益}}$

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

お問い合わせ・お申し込みは

TEL:03-6848-8500 (大代表)

午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)



<https://www.aig.co.jp/sonpo>